

令和7年度地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援事業 業務委託仕様書

1 目的

本事業は、福岡県が令和7年度中に実施する「在宅生活改善調査」の集計結果に基づき、県内市町村の傾向を分析・集約することで、福岡県市町村の地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を支援することを目的とする。

さらに、分析結果から明らかになった地域課題・地域特性を踏まえた研修会を開催することで、県内市町村が介護保険事業計画における PDCA サイクルを適切に循環させ、その実効性を高める体制を構築することを目的とする。

2 業務の名称

令和7年度地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援事業

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 在宅生活改善調査の分析業務

- ・福岡県が令和7年度中に実施する「在宅生活改善調査」の集計データについて、データクレンジング等を行うこと。
- ・「在宅生活改善調査」の集計データを基に、在宅における看取り率や、在宅での生活維持が困難な利用者の状況等を県単位及び高齢者保健福祉圏域単位で分析すること。
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が提供している「在宅生活改善調査」のベースファイル等を活用し、県内市町村が地域の課題分析に活用しやすい形で集計結果を整理すること。
- ・上記の分析に加え、必要に応じて追加分析を行うこと。
- ・分析結果を分かりやすくまとめ、報告書を作成すること。分析報告書には、県全体の課題とそれに対する示唆を明記すること。

(2) 福岡県が提供するデータ

- ・令和7年度中に福岡県全域を対象に実施する「在宅生活改善調査」の集計データ

(3) 分析結果に基づく市町村向け研修会に係る業務

- ・(1)の結果を踏まえ、県内地域の特性や課題、特徴に合わせた研修会を下記のとおり開催すること。
 - ・実施回数:2回
 - ・開催方法:実地開催
 - ・対象団体:県内の市町村介護保険担当者及び福岡県介護保険広域連合事務局担当者、

地域包括支援センター職員

・研修内容：

- ① 上記(1)の分析結果等より導き出された県内市町村の集計結果を踏まえ、地域の特性や課題を分析し、課題解決へのアプローチについて検討する。
- ② 令和7年4月に県内市町村へ配付した自己点検ワークシート及びマニュアルを活用し、PDCA サイクルの実践とロジックモデルに基づいた課題解決について検討する。
- ③ その他、福岡県が必要と認める事項について検討する。

5 成果物

本業務の成果品及び提出期限については、以下のとおりとする。

- ・本県「在宅生活改善調査」を基にした分析報告書(市町村提供予定)
- ・研修資料及び実施概要

※本業務の実施過程で得られた統計結果等の各種データについては、随時、電子媒体により福岡県に提供すること。分析報告書については電子媒体により、令和8年3月31日(火)までとすること。

6 研修の実施体制

(1) 研修申込情報のとりまとめ、提供及び開催通知

- ・研修申込者の募集については福岡県が行い、受託者へ情報提供する。提供する情報は、以下の情報を中心とする。
- ・基本情報(所属、職名及び氏名)
- ・研修対象団体に対する開催通知は、福岡県が行う。

(2) 研修会場

研修会場は福岡県が確保する。なお、会場借上料は、本委託契約の事務経費に含むものとする。

(3) 研修日程

研修の開催日程については、福岡県と協議の上、決定する。

(4) 研修受講料

研修受講料は無料とする。

(5) 研修資料・講師

研修資料の作成、講師の選定については福岡県と協議の上、受託者が行う。

(6) 配付する研修資料の印刷

配付する研修資料の印刷については、福岡県と協議の上、決定する。

(7) 研修の動画撮影

受託者は、研修内容を動画撮影により記録する。

※その他、研修の概要や研修内容の詳細、定めのない研修実施に向けての役割分担については、福岡県と協議の上、実施する。

7 その他

- (1) 本業務に係る作業方法・基礎資料及び作業スケジュールについては、発注者と受注者の綿密な協議の上、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、以下の段階で福岡県と対面またはオンラインにより協議を行うものとする。
 - ・業務着手時
 - ・中間打合せ(随時)
 - ・報告書等作成前
- (3) 本業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転ができない権利を除き、発注者に帰属させること。また受注者は、当業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障がないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (4) 受注者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決するするとともに、福岡県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (6) この仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者で協議をして定めるものとする。